

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本

洗車場利用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本洗車場利用規則（以下「利用規則」という。）を定める。

（用途）

第 1 条 敷地内共用部分の洗車場は、原則として居住者がその所有又は使用する自動車の洗車のために設けられたものである。

（管理運営）

第 2 条 洗車場の管理者は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）とする。ただし、その業務の全て又は一部を、管理規約第36条に定める第三者に委託し代理させることができるものとする。

（利用申込）

第 3 条 利用者は管理者に申請をし、所定の利用料を前払いした上で利用するものとする。

（利用予約）

第 4 条 利用当日の午前 8 時より利用時間の予約を受け付ける。予約は先着順とし、予約と同時に所定の利用料を納入しなければならず、利用者の都合により予約した時間帯に利用しなかった場合にも事情の如何を問わず払い戻しはしない。利用時間の変更は、予約をした利用開始時刻以前に申し出があった場合に限り、可能な場合は応じるものとする。

（利用時間）

第 5 条 利用時間は原則として午前 8 時から午後 7 時までとする。

（利用料）

第 6 条 利用料は30分間で100円、又は60分間で200円とし、利用時間に余剰を生じても返金はしない。

（利用方法）

第 7 条 利用者は、利用時に管理事務所で水栓のコックと用具庫の鍵を受け取り、利用後は終了時刻までにそれを返却するものとする。

(注意事項)

第 8 条 利用者は次の注意事項を遵守しなければならない。

- (1) 洗車中の自動車は所定の枠の中に停め、水や泥等が周囲に飛散しないように注意しなければならない
- (2) 洗車場でのワックス掛けは禁止する
- (3) 洗車場にゴミ等を放置してはならない
- (4) 使用後のホース等の用具は整理して格納し、用具庫には施錠しなければならない
- (5) 用具を誤って毀損した場合には管理者に届け出なければならない

(管理上の注意事項)

第 9 条 管理者は、洗車場の利用者に対し、他の者に迷惑を及ぼさないように注意をし、遵守しない者に対しては直ちに利用中止させ、以後の利用を承認しないことができる。

(規定外事項)

第 10 条 利用規則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

(利用規則の改廃)

第 11 条 利用規則の改廃は、管理規約第45条第 2 項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第 1 条 この利用規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会（団地管理組合法人設立総会）において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この利用規則は、平成16年 9 月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

- (1) 管理規約の改正に伴う引用条項の整合
- (2) 用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正